(五)　ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、次のとおり改めることとした。(附則第九条関係)

(1)　適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

(2)　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後から、ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から同法による改正後のガス事業法に規定する託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加することとした。

(六)　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第九条関係)

(七)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一般送配電事業者の収入金額のうち、対象特定実用発電用原子炉設置者に交付する当該対象特定実用発電用原子炉設置者が同法の規定により使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第九条関係)

(八)　地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の一〇〇分の一〇に相当する金額を事業税額から控除する税額控除の特例措置を講ずることとした。ただし、当期の事業税額の一〇〇分の一五に相当する金額を上限とすることとした。(附則第九条の二の二関係)

(九)　都道府県が、納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を、都道府県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付する交付金（以下「法人事業税交付金」という。）を創設することとした。(第七二条の七六及び第七三四条関係)

(一〇)　(一)に伴い、以下の措置を講ずることとした。(改正法附則第五条関係)

(1)　資本金一億円超の普通法人のうち平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四〇億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二八年三月三一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が三〇億円以下の法人についてはその超える額に四分の三の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三〇億円超四〇億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて四分の三から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずることとした。

(2)　資本金一億円超の普通法人のうち平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四〇億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二八年三月三一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額と、当該事業年度の課税標準に平成二八年三月三一日現在の所得割の標準税率を乗じて計算した金額に同日現在の地方法人特別税の税率を乗じた金額との合計額を超える場合にあっては、付加価値額が三〇億円以下の法人についてはその超える額に四分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三〇億円超四〇億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて四分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずることとした。

(二)　(四)に伴い、次に掲げる事業年度における九州旅客鉄道株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準である資本金等の額については、それぞれ次に定める金額を控除する措置を講ずることとした。(改正法附則第五条関係)

(1)　平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に開始する事業年度　資本準備金の額から資本金の額を控除した金額

(2)　平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に開始する事業年度　資本金の額と資本準備金の額との合計額に四分の三の割合を乗じて得た金額

(3)　平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に開始する事業年度　資本金の額と資本準備金の額との合計額に二分の一の割合を乗じて得た金額



不動産取得税

(一)　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(第七三条の四関係)

(二)　独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(第七三条の四関係)

(三)　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(第七三条の四関係)

(四)　国立研究開発法人水産研究・教育機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(第七三条の四関係)

(五)　中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産について、当該取得が平成三〇年三月三一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第一一条関係)

(六)　市街地再開発事業の施行に伴い、従前の権利者が取得する従前の宅地等に対応する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象に第一種市街地再開発事業に新たに導入される個別利用区への権利変換手法により従前の権利者が取得する個別利用区内の宅地を追加することとした。(第七三条の一四関係)

(七)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を平成三五年三月三一日まで延長することとした。(附則第一〇条関係)